

令和7年度就学援助制度のお知らせ

豊山町教育委員会

就学援助制度とは、経済的な事情により就学が困難な児童生徒の保護者を対象に、学用品費や給食費などの一部を援助する制度です。

援助を希望される方は、受付期間内に申請してください。なお、援助を受けることができる期間は1年間（令和7年4月から令和8年3月まで）です。翌年度も希望される方は、翌年度当初に再度申請していただく必要があります。

1 援助を受けることができる方

国公立小中学校に就学する児童生徒の保護者で、令和7年度に次のいずれかに該当する方。（令和7年度から国立及び都道府県立学校の児童生徒の保護者も対象です。）

※保護者全員が次のいずれかに該当する必要があります。

- ① 生活保護法に定める教育扶助の廃止・停止をされた方
- ② 町民税を非課税とされた方
- ③ 町民税を減免された方
- ④ 個人の事業税を減免された方
- ⑤ 固定資産税を減免された方
- ⑥ 国民年金の保険料を減免された方
- ⑦ 国民健康保険料を減免・徴収猶予された方
- ⑧ 児童扶養手当の支給を受けた方
- ⑨ 生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けた方
- ⑩ その他経済的理由により就学が困難な方

注) ⑩の方は所得審査により判断し、世帯の所得金額が生活保護基準の1.2倍以下の世帯です。

※【参考】所得審査認定基準所得額

2人世帯(35歳・6歳)	3人世帯(35歳・34歳・6歳)	4人世帯(36歳・35歳・7歳・4歳)
1,981,000円	2,206,000円	2,499,000円

注) 認定基準所得額は目安であり、世帯構成、人数、年齢等により異なります。

2 申請方法

下記期間中に、申請書に必要な証明書類等を添付し、提出してください。

- (1) 就学援助費申請書（豊山町役場3階学校教育課、または豊山町HPから入手できます。）
- (2) 申請理由に応じた証明書類等（裏面「4. 申請に必要なもの」をご確認ください。）

提出先	豊山町役場3階 学校教育課
受付期間	令和7年4月1日（火）から令和7年6月30日（月）まで

注) 受付期間より前の受付はできません。

受付期間終了後も申請できますが、援助は申請日の翌月分からとなります。

3 認定・支給方法

- (1) 書類審査又は所得審査を行い、7月末までに認定又は否認定の通知書を送付します。
- (2) 支給は口座振込みとし、支給月は8月・12月・3月の年3回を予定しています。
- (3) 都道府県立学校の給食費は、都道府県から援助されます。
- (4) 転出された場合は、転出日をもって援助費の支給を終了します。

4 申請に必要なもの

- (1) 就学援助費申請書（全員提出）
- (2) 証明書類等（次のいずれか）

① 生活保護法に定める教育扶助の廃止・停止をされた方	保護廃止停止通知書の写し
② 町民税を非課税とされた方	町民税課税証明書の写し（※）
③ 町民税を減免された方	
④ 個人の事業税を減免された方	県税減免通知書の写し
⑤ 固定資産税を減免された方	固定資産税の納税証明書（※）
⑥ 国民年金の保険料を減免された方	国民年金の保険料免除承認通知書の写し
⑦ 国民健康保険料を減免・徴収猶予された方	国民健康保険料減免通知書又は徴収猶予通知書の写し（※）
⑧ 児童扶養手当の支給を受けた方（ひとり親家庭）	児童扶養手当証明書の写し
⑨ 生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けた方	生活福祉資金貸付決定通知書の写し
⑩ その他経済的理由により就学が困難な方	世帯全員の所得課税証明書（※）

※申請書の裏面「町民税等所管部署照会承諾書」に同意された方は、②・③・⑤・⑦・⑩の証明書類の添付は省略ができます。

- (3) 現状審査依頼書（⑩の方のみ）（豊山町役場3階学校教育課、または豊山町HPから入手できます。）
- (4) 前住所地で発行された所得課税証明書（令和7年1月2日以降に豊山町に転入された方のみ）
- (5) 同意書（愛知県立学校に就学する児童生徒の保護者のみ）

5 援助内容

学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学学用品費、修学旅行費、給食費（国立学校を除く）の一部を援助します。

※【参考】令和6年度援助額（年額）は下記のとおりです。国の基準に基づき、金額は毎年度変更します。年度途中で申請した場合は、月割計算となります。

	小学生		中学生	
学用品費	全学年	11,630 円	全学年	22,730 円
通学用品費	2～6 学年	2,270 円	2～3 学年	2,270 円
校外活動費（宿泊なし）	全学年	800 円	全学年	1,155 円
校外活動費（宿泊あり）	5 学年	3,690 円	1 学年	保護者負担額全額
			2 学年	6,210 円
新入学学用品費	1 学年	57,060 円	1 学年	63,000 円
修学旅行費	6 学年	22,690 円（限度額）	3 学年	60,910 円（限度額）
学校給食費	全学年	無料	全学年	無料

6 その他

- (1) 認定の通知が届くまでは、給食費は必ず納めてください。認定後給食費を還付します。
- (2) 世帯状況に異動があった場合（結婚、転居、児童扶養手当対象外等）は、再審査の対象となります。世帯状況に異動があった場合、また援助の必要が無くなった場合は速やかにご連絡ください。
- (3) 就学援助認定にあたり、世帯状況や所得等を確認する場合があります。
- (4) 学校徴収金に未納がある場合は、就学援助費を未納金に充当させていただくことがありますので、ご了承ください。

【問合せ先】

学校教育課 学校教育グループ

電話 0568-28-2211（直通）